

# 大分大学クライシスマネジメント機構規程

令和4年3月22日制定

令和4年規程第37号

## (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第5条の5第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）においてハザードに対応する部署及び職員が連携し、防災・減災、感染症・防疫及び医療・福祉に係る知の拠点としての機能を拡充することにより、感染症の流行、自然災害等マルチハザードへの対応を強化し、安全・安心かつ持続可能な地域形成社会に寄与することを目的として設置する、大分大学クライシスマネジメント機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) クライシス 多発する自然災害及び感染症の世界的・地域的流行による健康被害の拡大等をいう。
- (2) クライシスマネジメント クライシスが多発する状況にあつて、多様化するリスク又はマルチハザードに対応することをいう。

## (業務)

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) クライシスマネジメントの強化・高度化のためのデータマネジメントに関すること。
- (2) クライシスマネジメントのための人材育成及び教育支援に関すること。
- (3) クライシスマネジメントを通じた地域貢献に関すること。
- (4) クライシスマネジメントの社会実装に関すること。
- (5) その他機構の運営に関し必要な事項

## (組織)

第4条 機構に、クライシスマネジメント機構事業本部を置き、当該本部に次の各号に掲げる領域を置く。

- (1) 防災・減災領域
- (2) 感染症・防疫領域
- (3) 医療・福祉領域

## (構成)

第5条 機構は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長

- (3) 兼担の教員
- (4) その他機構長が必要と認める者

(機構長)

第6条 機構長は、機構の業務を掌理する。

- 2 機構長は、本学の教員のうちから学長が任命する。
- 3 機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副機構長)

第7条 副機構長は、機構長を補佐し、機構長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

- 2 副機構長は、本学の教員のうちから、機構長の推薦に基づき、学長が指名する。
- 3 副機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議)

第8条 機構の管理及び運営に関する事項を審議するため、大分大学クライシスマネジメント機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第9条 機構の点検、評価及び助言に関する事項を審議するため、大分大学クライシスマネジメント機構外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

- 2 外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 機構の事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年クライシスマネジメント機構規程第1号）

この規程は、令和5年2月14日から施行する。